

65歳以上の
の人に

平成30年度 介護保険料の 決定通知書を送ります

平成30年度の市町村民税などをもとに、介護保険料の計算を行い、その決定通知書を7月下旬に郵送します。できる限り所得の状況に配慮した、きめ細かな保険料とするため、市町村民税や世帯の状況などによって保険料額が決定されます。

介護保険制度では、特別な事情がなく保険料を滞納すると、滞納期間に応じて介護サービス利用時の自己負担割合が増えるほか、一時的に介護給付が差し止めになるなどの制限が生じます。介護保険制度は、皆さんから納付していただく保険料で成り立っている制度です。保険料納付についてご理解とご協力をお願いします。

■納付の方法

継続して年金天引きで納めている方

今回決定した年間保険料額から4・6・8月に天引き(仮徴収)した保険料を差し引いた金額を、10・12・2月に年金天引き(本徴収)で納めます。

納付書、口座振替などで納めている方

8月から3月まで、納付書または口座振替などで納めます。

■年金天引きについて

年間18万円以上の高齢(退職)、障害、遺族年金を受給している人は、年金天引きとなりますが、新たに65歳になったときや、広域連合外の市町村から転入したときは、年金天引きの開始が半年～1年後となりますので、それまでは納付書や口座振替などで納付してください。

※口座振替を利用されると納め忘れもなく安心です。ぜひ、ご活用ください。

※災害や失業など、やむを得ない理由で保険料を納めることが難しくなったときは、申請により保険料の減免や納付猶予が受けられることがあります。

■コンビニ収納が始まります

平成30年度から、コンビニエンスストアでも介護保険料の納付ができるようになりました。

夜間や休日にもコンビニエンスストアでお支払いができますので、ぜひご活用ください。

注意 次のような場合、コンビニで使えません。

- *納付期限を過ぎたもの
- *コンビニ用のバーコードが消されているもの、あるいは汚れたりやぶれたりしていて読めないもの
- *金額を手書きで訂正したもの

※取扱いがないコンビニもありますので、ご不明な点は、広域連合までお問合わせください。

●問い合わせ先
福岡県介護保険広域連合(総務課 収納管理係)
TEL 092-643-7055

国民年金の保険料免除申請の 受付を随時行っています

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な方は、保険料の全額、または一部が免除となる場合があります。免除される期間は、申請した年度の7月分から翌年の6月分までの1年間となっていますので、利用希望の方は必ず申請をしてください。

もし、保険料の免除を受けず保険料が未納のまま、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合がありますので、この制度を活用してください。

また、学生や50歳未満の方は、保険料の納付猶予制度もありますので詳しいことは下記にお問い合わせください。

●問い合わせ先
住民課 住民福祉係 TEL 72-3116(内線143)

生活用水給水施設整備

本年度から上毛町生活用水給水施設整備事業補助金を新設しました。

この補助金は、生活用水給水施設(井戸、ボーリングなど)を新設する費用の一部を助成する制度です。また、既設ポンプの設置替えについても、条件を満たす場合は助成を行います。年度内に設置をお考えの方はお早めにお申し込みください。

※なお、簡易水道の給水区域内は、対象外となります。

浄化槽設置整備

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため浄化槽の設置を推進しています。浄化槽は、台所、トイレ、洗面所、風呂場など家庭から出る汚れた水をそれぞれのご家庭できれいにするものです。現在、町では設置補助金を増額しています。年度内に設置をお考えの方はお早めにお申し込みください。

※なお、農業集落排水事業区域内は対象外となります。

■補助金額

5人槽	600,000円
7人槽	840,000円
10人槽	1,200,000円

農業集落排水事業のお知らせ

農業集落排水事業は、水質を保全して生産性の高い農業と活力ある農村社会の形成を目的としています。

現在、八ッ並・吉岡、土佐井地区(一部を除く)が供用開始されており、八ッ並・吉岡地区は平成12年10月から現在まで112戸、土佐井地区は平成16年4月から143戸のご家庭が接続を完了されています。事業実施地域でまだ接続が完了されていないご家庭は、できるだけ早く町指定の「指定工事店」の施工で接続いただきますようお願いいたします。

●問い合わせ先
建設課 上下水道係 TEL 72-3159(内線192・198)

「上毛町プレミアム商品券」を販売します

■販売方法

①げんきの杜
販売日 7月29日(日)10:00~15:00

②上毛町商工会本所ロビー
販売日 7月30日(月)から完売までの平日
10:00~13:00

※購入の際は、免許証・健康保険証などの本人確認が必要です。

※①、②ともに1日の販売限度額はありません。
※プレミアム商品券は先着順に受付をし、販売時間または販売冊数のいずれかが達した時点で販売終了とします。

●問い合わせ先 上毛町商工会(担当 濱田) TEL 72-3195

- 発行総額 2,000万円
- 発行券販売金額 1セット10,000円 (500円券×22枚=11,000円)
- 使用有効期限 7月29日(日)~12月31日(月)
- 購入限度額 1人(本人のみ)10セット、100,000円分まで
- 使用店舗 町内のプレミアム商品券加盟店で使用できます。 ※町内全ての事業所が加盟店になることができませんので、加盟参加希望の方は商工会まで問い合わせください。



「COOL CHOICE」に取り組みましょう

「COOL CHOICE」とは、2030年度の温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するという目標達成のために、日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動です。例えば、エコカーを買う、エコ住宅を建てる、エコ家電にするという「選択」、高効率な照明に替える、公共交通機関を利用するという「選択」、クールビズをはじめ、低炭素なアクションを実践するというライフスタイルの「選択」。みんながー丸となって温暖化防止に資する選択を行ってもらうため、統一ロゴマークを設定し、政府・産業界・労働界・自治体・NPOなどが連携して、広く国民に呼びかけています。



夏季期間においては、7月1日(日)から9月30日(日)の平日の9時~20時(特に電力需要が最も高くなる13時~17時)について、エアコンの温度調整や待機電力の削減、不要な照明を消すなど、無理のない範囲にてご協力をお願いします。役場庁舎などの公共施設においても、クールビズやエアコンの温度調整などを実施していますので、ご理解とご協力をお願いします。

●問い合わせ先 住民課 住民福祉係 TEL 72-3116(内線143)

7月は福岡県同和問題啓発強調月間です

私たちの身の回りには、依然として差別が存在しています。なかでも同和問題は、同和地区に生まれたという理由だけで日常生活のいろいろなところで差別を受けるといった重大な社会問題です。「健康で幸せな人生を送りたい」という人として誰もが持つこうした願いは、侵すことのできない権利「基本的人権」として、全ての人に保障されています。この基本的人権をお互いに尊重し、みんなの力で、誰もが平等で明るく幸せに暮らしていける社会をつくっていきましょう。

◎期間中の主な行事

同和問題に対する講演会を実施します。入場無料でどなたでも参加できますので、お気軽にご参加ください。

福岡県同和問題講演会

■日 時 7月21日(土) 13:30~15:50

■場 所 クローバープラザ大ホール (春日市原町3丁目1-7)

■内 容

オープニング
「手拍子の花束~みんなでボディパーカッション~」
久留米ボディパーカッションクラブ
講演会 「部落問題と向き合う私たち~結婚差別を乗り越えて~」
講 師 石井 眞澄氏、石井 千晶氏

啓発講演会

■日 時 7月8日(日) 10:00~17:00

■場 所 築上町文化会館コマーレ大ホール

■内 容

特別企画展/山本作兵衛翁 「炭坑記録画」展
田川市石炭・歴史博物館所蔵
複製画約30点展示

◎ 第1部:13:00~
講演会 「部落差別解消推進法」が施行
どんな法律?なぜできたの?
講 師 奥田 均氏(近畿大学教授)

◎ 第2部:15:00~
識字学級・センター教室発表会
教室参加者ほか

■日 時 7月21日(土) 13:00~

■場 所 豊前市市民会館大ホール

■内 容 講演会「若者が語る部落問題」
武田 緑氏(一般社団法人 コアプラス)

●問い合わせ先
住民課 住民福祉係 TEL 72-3116(内線142)
福岡県人権啓発情報センター TEL 092-584-1271